

小型特殊自動車をお持ちの方は軽自動車税の申告が必要です

●小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第 2 条別表第 1 で定められている小型特殊自動車で「農耕作業用」と「その他のもの」に分類されます。

(1) 農耕作業用のものとは

農耕トラクタ・農業用薬剤散布車・刈取脱穀作業車・田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

上記のうち、乗用装置のあるもので、最高速度によって、小型・大型特殊自動車に分類されます。

乗用装置のないもの	→	固定資産税「償却資産」の申告
乗用装置のあるもの 最高速度 時速 35 km 未満	→	小型特殊自動車 軽自動車税の申告が必要です
乗用装置のあるもの 最高速度 時速 35 km 以上	→	大型特殊自動車 (固定資産税「償却資産」の申告)

(2) その他のものとは

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車等）

上記のうち、大きさと最高速度によって、小型・大型自動車に分類されます。

車両の長さ 4.7 m 以下 車両の幅 1.7 m 以下 車両の高さ 2.8 m 以下 最高速度 時速 15 km 以下	→	すべての要件の範囲内であれば	小型特殊自動車 軽自動車税の申告が必要です
		要件を1つでも超えると	大型特殊自動車 (固定資産税「償却資産」の申告)

●小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象になりますので、申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください。

●標識（ナンバープレート）の交付申請に必要なもの

- ・販売証明書又は譲渡証明書（販売店又は譲渡者の押印、車台番号、車名等の記載のあるもの）
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（免許証、保険証など）

●小型特殊自動車の税額

- ・農耕作業用 年額 2,400円
- ・その他 年額 5,900円

●小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）交付申請窓口

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所 2階 税の窓口

●小型特殊自動車についての問合せ先

金沢市役所 税務課 諸税係 ☎ 076-220-2147

小型特殊自動車についてのQ & A

Q1 公道を走らないのに、ナンバープレートをつけなくてはならないのですか？

A1 軽自動車税は、所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。所有している場合は必ず申告してください。（使用していなくても課税されます。）

Q2 農耕作業用の小型特殊自動車には、どんな車両がありますか？

A2 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機などで、乗用装置があるものが対象です。このうち最高速度が35km/h未満のものが農耕用の小型特殊自動車となります。

Q3 農耕作業用以外に、どんな小型特殊自動車がありますか？

A3 フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシャ、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などがあります。

Q4 フォークリフトなどの小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

A4 以下の（1）～（4）のすべての要件の範囲内であれば小型特殊、それ以外は大型特殊になります。

- （1）車両の長さ4.7m以下
- （2）車両の幅1.7m以下
- （3）車両の高さ2.8m以下
- （4）最高速度15km/h以下

Q5 税額はいくらですか？

A5 軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。
年税額は農耕作業用が2,400円、その他は5,900円です。

